

学校における性暴力事案対応マニュアル



福岡県

目次

	ページ
はじめに	3
性暴力とは	4
福岡県性暴力根絶条例について	5
第1部 児童生徒間の性暴力	6
I 学校での性暴力被害対応の概要	7
学校で性暴力被害がおこった場合のフローチャート	8
II 未然防止	9
1 プライベートゾーン	9
2 いいタッチ／いやなタッチ	9
3 境界線	9
4 境界線のピンチの際にできること	9
5 性的同意	9
*コラム：性暴力根絶啓発冊子及び動画について	10
*コラム：性暴力対策アドバイザー派遣事業について	12
III 早期発見	13
1 アンケートを確認する	13
2 児童生徒の様子に気を配る	13
3 相談窓口の周知	13
IV 被害児童生徒への対応の基本	14
1 トラウマ反応を理解する	14
2 二次的被害を防ぐ	14
3 チームで支援する	14
*コラム：二次的被害について	15
V 被害児童生徒への対応の実際	16
A 初期対応	16
1 被害児童生徒本人から打ち明けられた場合	16
2 本人以外の児童生徒から打ち明けられた場合	16
3 管理職へ報告し、チームで対応する	16
4 学校内及び学校外の関係機関との調整担当教職員を決める	17
5 安全な場所の確保・維持、再被害防止のために	17
6 本人、保護者と定期的に連絡を取る	18
B 中長期支援	18
VI 児童生徒への聞き取りをする際の留意点	20
1 環境：他の人には聞かれないように、静かな落ち着いた場所で聞く	21
2 態度：感情的な対応にならない	21
3 スキル：聞きすぎない・誘導しない・作らせない	21

4 聞き取りのあととのポイント	22
VII 被害児童生徒の心のケア	23
1 日常生活である学校や家庭が安心・安全な場所であること	23
2 本人の主体性を支援すること	23
*コラム：性暴力被害の一般的なトラウマ反応	24
VIII 性問題行動を起こす児童生徒への対応	25
1 性問題行動の要因を理解する	25
2 性問題行動を予防することが重要	25
3 保護者への心理教育	26
IX 被害・加害当事者以外の児童生徒への対応	27
*コラム：スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割	28
X 教職員の支援とケア	29
第2部 児童生徒間以外の性暴力	30
I 性的虐待が疑われる場合の対応	31
II 教職員による性暴力被害があった場合の対応	32
*コラム：教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律	33
第3部 参考資料	35
1 こんな時どうしたら（Q & A）	36
2 関係機関一覧	38
3 関係機関にできること	40
*ケースシート	45
*アンケート例	47
引用文献・参考文献・執筆協力機関	48

はじめに

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号。以下「性暴力根絶条例」という。）は、議員提案により平成31年2月に制定されました。

福岡県では、この性暴力根絶条例に基づき、「性暴力根絶に向けた教育・啓発活動」「性暴力被害者支援」「性暴力加害者対策」の3つを施策の柱とし、性暴力根絶に向けた事業を進めております。

その中でも、「性暴力根絶に向けた教育・啓発活動」では、学校に対し、性暴力に関する総合的な教育を行うための専門家を派遣する「性暴力対策アドバイザー派遣事業」を令和2年度から実施しております。

事業を実施する中で、学校から、「児童生徒から性暴力被害に関する相談があった場合、どのような点に留意して対応したらいいのか」「校内で性暴力事案が発生したが、どのように指導してよいかわからない」などといった相談を数多く受けています。

「性」の取扱いの難しさや、参考となるマニュアルがないことなどから、学校現場において対応に苦慮していることが見受けられました。

性暴力は「魂の殺人」とも言われ、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、その影響が長期にわたることも多くあります。被害からの回復のためにも、児童生徒から相談を受けた大人が、性暴力に関する正しい理解に基づいた適切な対応をとっていく必要があります。

このような状況を踏まえ、学校で性暴力被害が起こった場合のマニュアルを作成することとなりました。

このマニュアルでは、学校で性暴力被害が起こった場合の対応について整理するとともに、性暴力に関する理解が深められるような内容となっています。

児童生徒の心と体を守り、安全・安心な環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校で性暴力被害が起こった場合の対応の参考としていただけますと幸いです。

○本マニュアルの活用方法

実際に事案が発生した場合に参考とするだけでなく、性暴力に関する研修を実施する際の資料としても活用してください。

性暴力とは

性暴力とは、望まない・同意のない性的な行為や発言をいいます。

性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、

自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害です。

同意は、対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立つものです。

そのような状況にない中で承諾を得ても、同意があるとはいえないません。

【同意があるとはいえない例】

- ・子どもや障がいがある等で、行為の意味を理解していない人に性的行為を行う
- ・アルコール、薬物の影響で意識が朦朧としていて、意思表示できない状況にある人に性的行為を行う
- ・上司と部下、教師と生徒、指導教官と学生、先輩と後輩、監督・コーチと選手、親と子 等、対等ではない立場を利用して性的行為を行う
- ・配偶者やパートナー・恋人同士であることを利用して一方的な性的行為を行う
- ・以前は同意していても、いま同意が確認できていない時に性的行為を行う

性暴力となる行為の例

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・痴漢
- ・盗撮
- ・着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける、送るよう要求すること及び、ネットに配信すること
- ・性的な冗談やからかい
- ・AVへの出演強要
- ・人身取引による強制売春、性奴隸や強制的な結婚
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為
- ・避妊に協力しない、中絶を繰り返させること

▶福岡県「性暴力根絶に向けた指針」より抜粋

いわゆる「性交同意年齢」とは

- ・13歳未満の子どもである場合 又は

- ・13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合

同意しているかどうかに関わらず、一律に不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立する年齢のこと

福岡県性暴力根絶条例について

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）

目的

性犯罪をはじめとする
性暴力を根絶し、
性被害から県民等を守る

性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し
・基本理念及び基本方針を規定
・県、県民、事業者及び市町村の責務の明確化
・性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を規定



県民が安心して安全に暮らせる地域社会の形成

主な内容

教育・啓発

- ・法令及び条例では初めて「性暴力」を定義し、県民等にこれを禁じる行動規範を規定
- ・学校における性暴力根絶及び性暴力の被害者支援に関する総合的な教育の実施

被害者支援

- ・性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（性暴力被害者支援センター・ふくおか）の設置

加害者対策

- ・子ども（18歳未満）への不同意性交等、不同意わいせつなどの性犯罪で服役した元受刑者が県内に住所を定めた場合、氏名、住所、連絡先、罪名等を知事に届け出るよう義務付け（刑期満了の日から5年を経過する日前まで）
- ・元受刑者からの申し出又は知事の勧奨により、再犯防止指導プログラムや治療を受けることができるよう支援
- ・再犯防止を含む社会復帰の支援と指導のため、加害者専用相談窓口を設置

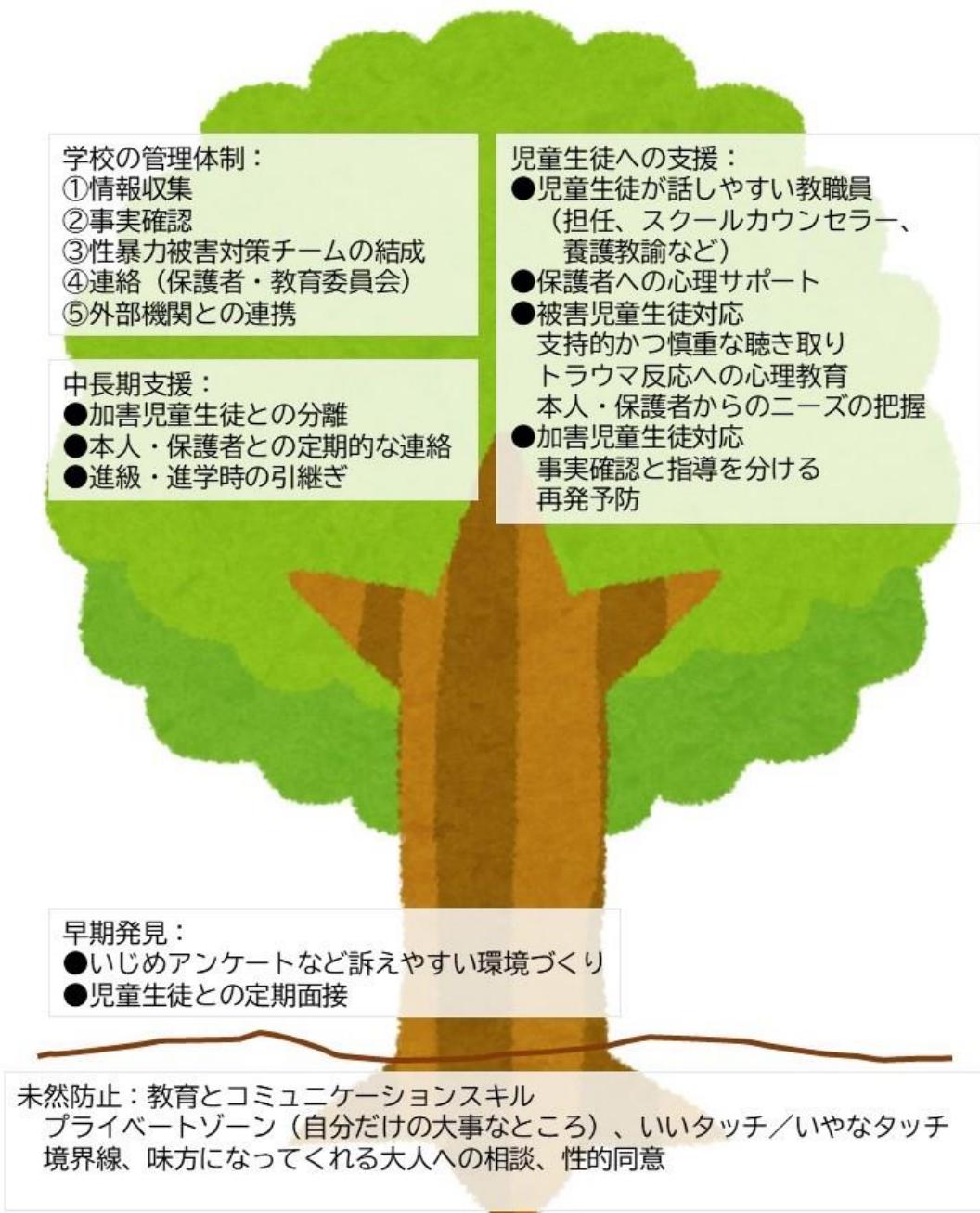
第1部

児童生徒間の性暴力

I. 学校での性暴力被害対応の概要

学校での対応は程度にもよりますが、危機対応としては中級から上級の対応になります。おこってしまってから慌ててマニュアルを使うようではほとんどまくいきません。

学校においては、日頃からの教育・啓発をベースにして被害を早急にキャッチする仕組みを作り、実際に事案がおこった際には危機対応と児童生徒への支援を両輪に、管理職の指示のもと、組織的にスピード感を持って対応していく必要があります。

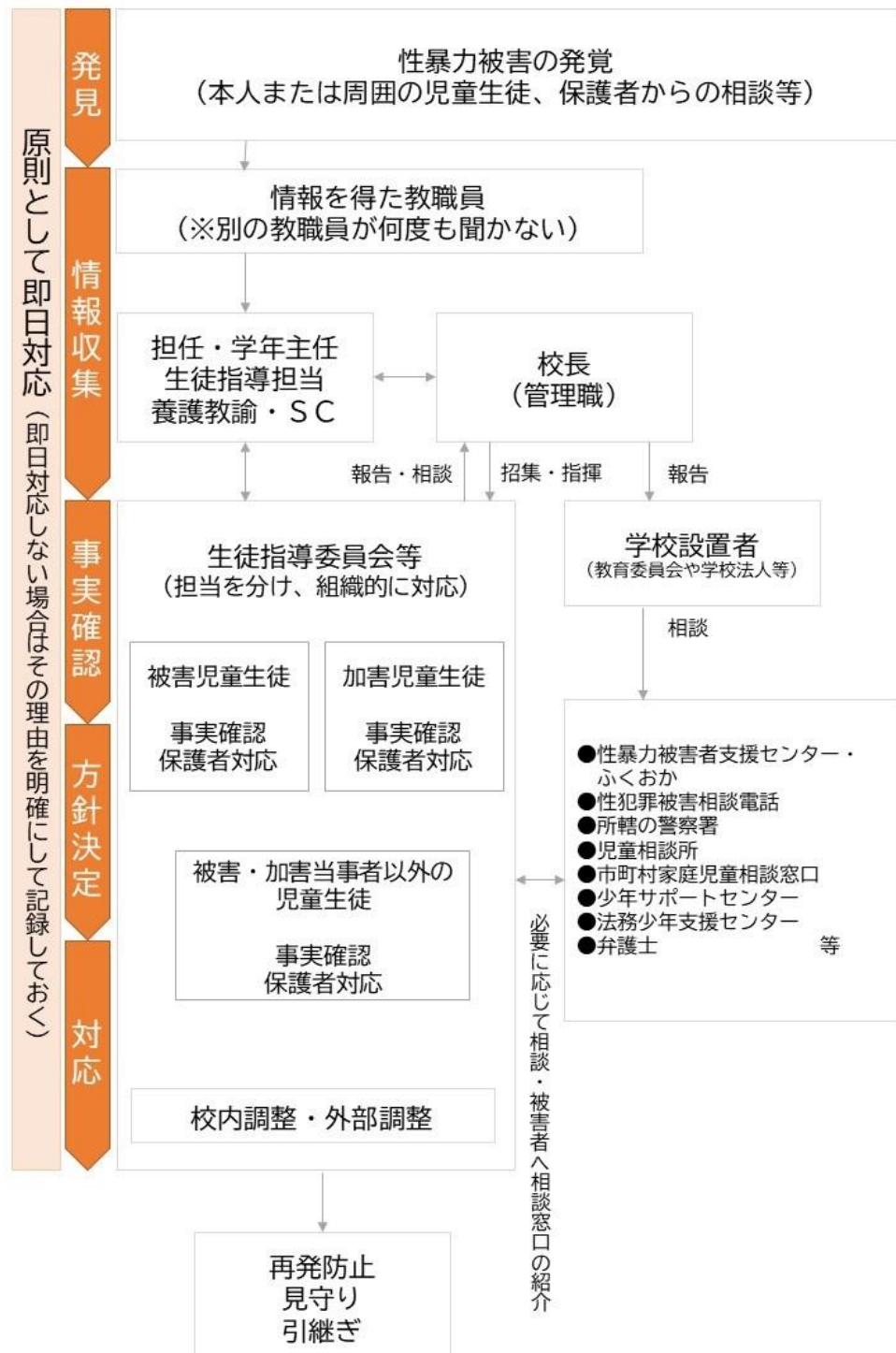


▶「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P 3に一部加筆修正

学校で性暴力被害がおこった場合のフローチャート

【性暴力被害がおこった場合】

- ◆児童生徒の人権を尊重し、その安全を最優先する
- ◆性暴力は（疑いの段階でも）緊急性のある事案として対応
- ◆学校が抱え込みます、外部のサポートを得てチームで対応する



※加害者が大人の場合は、P 30～「第2章 児童生徒間以外の性暴力」を参照

▶「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P 4に一部加筆

II. 未然防止

未然防止のために小学校低学年から必要な教育とコミュニケーションスキルについての例を挙げました。教育・啓発を行うことが、性暴力の未然防止につながります。

福岡県では、小学校、中学校、高等学校などにおいて、性暴力根絶等に関する総合的な教育を行う「性暴力対策アドバイザー派遣事業」を実施しています。

以下の情報は、この事業で児童・生徒に伝える主要な情報です。保護者にも未然防止のための情報を発信していくことが重要です。

1. プライベートゾーン（自分だけの大事なところ）

体操服で隠れるところを「プライベートゾーン（自分だけの大事なところ）」と呼び、見たり、触ったりしていいのは自分だけであること、また、プライベートゾーンには4つの約束（他の人の大事なところを「見ない」「触らない」、自分の大事なところを「見せない」「触らせない」）があることを伝えます。

2. いいタッチ／いやなタッチ

いいタッチ、いやなタッチがあること、また、いいタッチかいやなタッチかは、タッチをされる側が決めることを伝えます。

- ・いいタッチ：うれしい、気持ちいい、あったかい、安心するタッチのこと
(例) あくしゅ、ハイタッチ、あたまをなでる、手をつなぐ
- ・いやなタッチ：怖い、嫌だ、気持ち悪い、もやもや、びっくりするタッチのこと
(例) なぐる、ける、身体をベタベタさわる

3. 境界線

自分と相手とのあいだにある、目に見えない透明バリア（自分自身や自分のもの、場所に、人がどれくらい近くに寄れるか、どんなふうになら触られてよいかなどの自分の感覚のこと）が「境界線」です。自分と相手の境界線を守ることは、自分と相手を大切にするために必要であると伝えます。

(例) からだの境界線	: 誰とどれくらい距離をとるかは自分で決めていい
時間・空間の境界線	: 時間をどう使うか、どう過ごすかは自分で決めていい
持ち物の境界線	: 人のものを勝手にさわらない、使わない
気持ちや考え方の境界線	: どんな気持ちも持つていい。何を大切にするかは自分が決められる
性の境界線	: 自分の性は自分だけのもの

4. 味方になってくれる大人への相談

プライベートゾーンの約束が破られたとき、いやなタッチをされたとき、境界線がピンチのときは、味方になってくれる大人に相談していいことや相談することが自分を守る力になることを伝えます。

5. 性的同意

性の境界線をこえるとき（＝キスやハグなどをするととき）には、言葉でお互いの気持ちを確認することが大切であると伝えます。

コラム：性暴力根絶啓発冊子及び動画について

福岡県では、それぞれの発達段階に応じた性暴力根絶啓発冊子及び動画を作成しています。

小学校低学年向け：じぶんだけのだいじなところ



(冊子)



(動画)



- 冊子：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seiboukeihatsu.html>
- 動画：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/daijinatokoro.html>

小学校高学年向け：境界線ってなに？



(冊子)



(動画)



- 冊子：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seiboukeihatsu.html>
- 動画：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyoukaisennani.html>

中学校：まんがで学ぼう！デートDVと性暴力



(冊子)



- 冊子：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seiboukeihatsu.html>

高校生：あなたのココロ傷ついていませんか？デートDVと性暴力



(冊子)



- 冊子：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seiboukeihatsu.html>

福岡県性暴力根絶啓発動画

性暴力に係る福岡県の現状や根絶に向けた取り組み等を説明する動画を作成しています。
教職員向けの研修で御活用ください。



(動画)



- 動画：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryokukonzensudouga.html>

コラム：性暴力対策アドバイザー派遣事業について

福岡県では、小学校、中学校、高等学校などにおいて、性暴力根絶等に関する総合的な教育を行う「性暴力対策アドバイザー派遣事業」を実施しています。

目的

自分も相手も大切にするコミュニケーション力を身につけること、性被害のことや、被害にあった場合に助けを求める大切さや方法を学ぶ。

小学校低・中学年：「大事なところ」について知る

- ① 「大事なところ」はどこかを知る
- ② 「大事なところ」の約束「見ない・見せない・さわらない・さわらせない」を知る
- ③ 「いいタッチ／いやなタッチ」を知る
- ④ 信頼できる大人に相談できること（権利）を知る

小学校高学年：「境界線」について知る

- ① 「境界線」を知る
- ② コミュニケーションスキルとして「イヤ」と言えるようになる
- ③ 信頼できる大人に相談する権利があることを知る

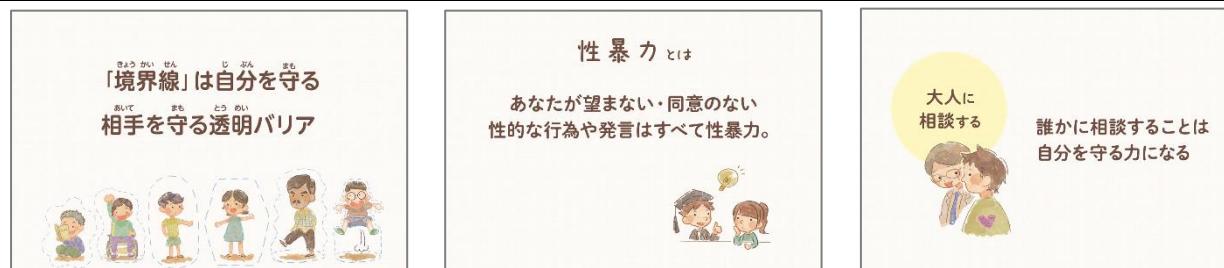
中学校：性暴力は権利の侵害であることを知る

- ① 性暴力の背景を知る
 - (1) 「女らしさ」「男らしさ」がどのように押しつけられているかを探る
 - (2) 対等な関係について考える
 - (3) 「境界線」をこえるときの確認（同意）を知る
- ② 性暴力の事例を知る
- ③ 信頼できる大人（先生、保護者、相談機関等）や友達に相談することの大切さや、相談先（学校内の相談体制や外部の相談機関）を知る

高等学校：性暴力の実態と社会の取り組みを知る

- ① 性暴力は身近で発生していることを知る
- ② 被害の影響を知る
- ③ 二次的被害を生まないためのまわりの行いを知る
- ④ 性暴力についての社会の取り組みとその役割を知る

使用テキスト例



事業に関するHP

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sa-adviser-haken.html>

III. 早期発見

1. 定期的なアンケートの実施

学校での性暴力を早期発見するためのツールの一つとしてアンケートがあります。

「いじめアンケート」や「学校生活アンケート」を行う際に、性暴力被害の項目を作ることが有効です。（⇒参考：P 45・46 「アンケート例」）

性暴力被害は見えにくいことが多いので、保健室などで性についてオープンに話せる環境づくりなど情報を入手しやすいような工夫が必要です。

▶「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P 6一部加筆

2. 児童生徒の様子に気を配る

性暴力は大人の目につきにくい場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりするものもあり、認知・発見が難しく被害が潜在化しやすいものです。早期発見のためには、日頃からの児童生徒の見守りを通して、子どもたちの小さな変化やSOS信号を見逃さないようアンテナを高くし、教職員相互が積極的に児童生徒の学習や学校生活について密に情報交換・共有することが必要です。

性暴力被害 児童生徒の変化 チェックリスト

学習・学校生活の変化	心・行動の変化
<input type="checkbox"/> 遅刻や欠席、早退が目立つ	<input type="checkbox"/> 情緒不安定、感情の起伏が激しい
<input type="checkbox"/> 課題や提出物を提出しない	<input type="checkbox"/> 思い悩んでいる、元気がない
<input type="checkbox"/> 忘れ物が増える	<input type="checkbox"/> いつも何かに怯えている様子がある
<input type="checkbox"/> 学習意欲が低下した（授業に身が入らない）	<input type="checkbox"/> 現実から逃避している様子がある
<input type="checkbox"/> 学校行事に参加しない	<input type="checkbox"/> 自己否定、ネガティブな言動が目立つ
<input type="checkbox"/> クラブ活動に参加しない	<input type="checkbox"/> 自傷行為の跡がある
<input type="checkbox"/> 著しく成績が低下した	<input type="checkbox"/> 友人やクラスメイトと交わらなくなった
<input type="checkbox"/> 教員の指導をきかない、反抗する	<input type="checkbox"/> 化粧、服装の好みが変わった

▶「学校における児童生徒間の性暴力・対応支援ハンドブック」P 31引用

3. 相談窓口の周知

普段から児童生徒や保護者に対し、性被害などについても相談できる窓口を周知しておくことも早期発見に有効です。（⇒参考：P 38 「関係機関一覧」）

IV. 被害児童生徒への対応の基本

傷ついた子どもの気持ちに寄り添うこと、心とからだのケアをすることによって、子どもたちが日常を取り戻し、学校が安心・安全な居場所となることが支援の目標になります。

1. トラウマ反応を理解する

被害を受けた児童生徒は、しばしば、心やからだに大きな衝撃を受け、傷ついて混乱しています。そのため、聴き取りのとき、尋問のようになってはいけません。また寝られない、食べられないなどの身体症状、その時のことのことを急に思い出す（フラッシュバック）、赤ちゃん返り（退行現象）など様々な変化があらわれることがあります。これらは、このようなつらい出来事の後、誰にでも起こりうる当たり前の反応（＝トラウマ反応）であり、一時的なものであることを本人に伝えてあげることが大事です。また、支える教職員や保護者などもこのことを十分理解して対応することによって、本人の不安をやわらげることができ、心のケアになるのです。

2. 二次的被害を防ぐ

被害児童生徒を守るためににはどうしたらよいか、本人や保護者は何を望んでいるか、回復のためににはどのようなことが必要か、そのことを理解していないと、被害児童生徒が再度、同様な被害にあったり、教職員や友だちから心ないことを言われたり、配慮のない対応で本人が傷ついたりすることが少なくありません（二次的被害）。

このような二次的被害を防ぐためには、トラウマ反応の理解とともに、本人や保護者との連絡確認を怠らないこと、前もって必要な配慮（登下校の見守りや保健室対応、教材内容のチェックなど）を相談することなどが大切です。本人や保護者と一緒に、無理のないペースで進めることで、二次的被害を最小限に抑えることが出来ます。

3. チームで支援する

以上のような配慮は、とても教職員が1,2人で対応できることではありません。特に加害児童生徒も同じ学校にいる場合、対応に苦慮する場面が多くあります。一部の教職員に大きな負担がかからないように学校内でチームを組んで支援します。そうすることで支援のミスが少なくなるばかりか、教職員の燃え尽き（バーンアウト）を防ぐこともできます。また、学校設置者（教育委員会や学校法人等）をはじめ、性暴力被害者支援センター・ふくおかなどの専門機関と連携することで、よりスマーズな支援につながります。これらの専門機関とは、日常からの関係作りが大切です。

▶「学校で性暴力がおこったら　被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P 6より引用

コラム：二次的被害について

二次的被害とは、周囲の性暴力に対する偏見、無理解等による心無い言葉や行動により、被害者が更なる精神的苦痛を受けることを言います。

- ・本当に嫌なら抵抗できるはずだ
- ・加害者は見知らぬ人
- ・露出度の高い服を着ているから被害にあう
- ・被害にあうのは夜遅い時間に出歩いているときだけ
- ・女性が挑発するから被害にあう
- ・被害にあうのは若い女性だけ
- ・かわいいから被害にあう
- ・抑えきれない性的衝動が原因

- ・男性の性欲処理のために性暴力被害を受けても仕方がない
- ・女性には「強姦願望がある」

- ・被害時に拒否や抵抗を示さなければ同意していたのと同じ

▶ 本
当
は
：

- ・身体が固まってしまい、抵抗できない
- ・加害者の大半は顔見知り
- ・服装と被害は関係ない

- ・昼間・屋内での被害も多い

- ・悪いのは加害者である
- ・性別・年齢にかかわらず、被害が生じている
- ・容姿と被害は関係ない
- ・計画的な犯行が多く、また、夫婦間、恋人間における支配やコントロールに基づく性的な行為も性暴力である
- ・自分（行為を受けた側）が望まない行為は性暴力であり、あってはならないことである
- ・ポルノ映画や雑誌等で描かれたものは演出であり、現実ではない
- ・同意は対等な関係であり、自発的に決めることができる状況下で成り立つ

二次的被害となる言葉かけの例

責める	「なんでふたりきりになったの」「なんで今まで話してくれなかったの」
脅す	「病院に行かないと大変！」
軽視する	「そのうち忘れられる」「時間が経てば元気になる」
疑う	「本当？」
決めつける	「トラウマ反応が出るはず」「話すことが必ず回復につながる」
否定する	「許してあげたら？」「そろそろ立ち直ってもいい頃じゃない？」
押し付ける	「警察に行くべき」「家族に話すべき」「気分転換が必要」「元気でいてください」
比べる	「あなたの場合はひどすぎる」「あなたはましな方」
分析する	「本当はそう思っていないはず」
安易な保証	「大丈夫」「良い方向に進むはず」
リードする	「すべてまかせて（できないことの約束）」

▶ 「私たちが、変えていく－性暴力のない福岡県を目指して－」 P2より引用

【参考：二次的被害防止マニュアル『犯罪被害からの回復のために』】

福岡県では、犯罪被害者等への二次的被害防止のためのマニュアルを作成しています。

研修等で御活用ください。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nijitekihigaiboushimanual.html>



V. 被害児童生徒への対応の実際 ※急いで対応！

緊急性のある事案と捉え、原則として即日対応する必要があります。(時系列にそった記録を取ってください)

A. 初期対応（初動）

1. 被害児童生徒本人から打ち明けられた場合

被害児童生徒が安心して話せる場所で話しやすい教職員が話を聴きます。最初の段階では、事情聴取のように根掘り葉掘り聞く必要はありません。巻末のケースシート（⇒P 47）を利用するなどして、「誰に、何をされたか」を聴き、何度も被害にあっている場合には可能であれば直近の被害日時について確認します（⇒参考：P 20「児童生徒への聴き取りをする際の留意点」）。傷ついた気持ちに寄り添い、言いにくいことを「話してくれてありがとう」と伝えましょう。更なる聴き取りは十全に準備をしたうえで行います。

2. 本人以外の児童生徒から打ち明けられた場合

誰がいつ、どのような場面で知ったか、被害児童生徒本人は教職員にそのことを伝えて構わないと言っているかを確認します。情報を提供してくれた児童生徒に対しては「先生に相談してくれたことは間違ってないよ」という姿勢を示した上で、この話を広げないことと、困った時に相談できる教職員の名前を伝えます。被害児童生徒が開示を嫌がっている場合や了解しているかどうかわからない場合は、慎重に進めないと、心配して情報を提供してくれた児童生徒の立場を悪くしてしまいます。

3. 管理職へ報告し、関係機関と連携しながらチームで対応する

いじめと同様に、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、「疑い」の段階で緊急性のある事案と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始します。なにより管理職のスピーディな判断が重要です。即日に対応を開始しない場合は、保護者に説明できる理由を明確にして記録に残しておく必要があります。

最初にチームを作り役割を決めます。性暴力被害の場合、原則としてチームの教職員のみ詳しい情報を共有します。被害児童生徒の支援担当教職員を決め、被害状況と不安・心配なことなどを聴き取ります。学校内に加害児童生徒がいる場合、同時に加害児童生徒からの聴き取り担当教職員を決めます（⇒参考：P 25「性問題行動を起こす児童生徒への対応」）。同じ教職員が被害・加害双方から話を聞くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があります。一人の教職員に負担がかかりすぎないよう、事案ごとにスクールカウンセラー、養護教諭なども含めたチームで対応する必要があります。

被害児童生徒の保護者に連絡し、はじめに学校として「全力で被害児童生徒を守る」「秘密は守る」ことを強く約束することが肝要です。そして「いまのところわかっている情報」を共有し、以下について保護者に伝えます。

①医療機関受診の必要性

治療が必要な外傷があった場合、妊娠の可能性があり緊急避妊ピルが有効な 72 時間以内の場合など

②心とからだのケアの必要性と、性暴力被害者支援センター・ふくおかのような専門機関に相談するメリット

保護者だけでも相談は可能です（⇒参考：P 4 0 「性暴力被害者支援センター・ふくおかにできること」）

③学校内で今回の出来事を知っている教職員（チームのメンバー）

④警察に通報する意思はあるかの確認

保護者に通報の意思があれば、管理職はすぐに通報してください。被害直後であれば、事実を証明する証拠を採取することが可能です（⇒参考：P 4 1 「警察にできること」）

4. 学校内及び学校外の関係機関との調整担当教職員を決める

児童生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮します（とくに SNS へは注意が必要です）。

教職員の情報共有の範囲を決めます。

「疑い」の段階であっても学校設置者（教育委員会や学校法人等）への報告は必要です。性暴力被害加害の対応については、苦慮することが多いため、学校設置者（教育委員会や学校法人等）の援助も得ながら、専門機関からの助言で救われることもあります。（性暴力被害者支援センター・ふくおか等の相談窓口では教職員からの匿名での相談や電話相談も可能です。初期対応での注意点や被害児童生徒への配慮など第一報の時点から助言があることで学校の緊張と負担が軽減します。）さらに必要に応じて警察、弁護士、福祉、医療へ相談する優先順位とタイミングを判断しますが、あくまで本人の意思やペースを大事にしてください。

（ア）医療費の保険部分は、学校管理下であればスポーツ振興センターへの申請が可能です。

（イ）カウンセリングなど自己負担分は、被害者支援の助成が可能な場合もあります。

（ウ）警察や性暴力被害者支援センター・ふくおかへの相談で、費用のサポートができる場合もあります（⇒参考：P 4 0 「関係機関にできること」）

5. 安全な場所の確保・維持、再被害防止のために

担任もしくは支援担当教職員は、被害児童生徒の心身の状況を考え、学校に来ることなどの不安・心配はないかを本人にたずねます。当分の間、保護者が送り迎えする方がよい場合もあります。被害児童生徒とは以下のことについて前もって話し合っておきましょう。

- ・誰かが被害のことを質問した時にどう答えたらしいか
- ・被害を受けたことで学校内で行けなくなった場所があるかどうか（加害児童生徒の別室登校など、被害児童生徒を守る具体的な方法の提示も必要になります）
- ・どういう状況（信頼できる人以外と2人きりになる、後ろから背中を叩かれるなど）で精神的に不安定（パニックになる、呆然とたたずむなど）になるか（教材のほか性暴力対策アドバイザーによる講義や性教育など行事での配慮が必要になります）

- ・同じような被害を受けそうになった時にできることの具体的な例（すぐにいや！と言う、逃げる、理由を言って離れる、先生など大人に話すなど）
- ・「うわさ」になっている場合は、本人、保護者の了承のもとに、「うわさ話を広げることによって、傷ついた子がより学校に行きづらくなることをわかってほしい」などとクラスや学年で児童生徒に伝えます。

6. 本人、保護者と定期的に連絡をとる

保護者の気持ちを学校が受け止めなければならない場合も多くあると思います。児童生徒が被害にあうことにより、保護者も傷つき動揺します（同様なトラウマ反応を起こします＝代理受傷）。保護者自身の怒りや不安から、事件の解決を急いだり、将来のことまで心配したりすることもありますが、ていねいに保護者の話を聴き、気持ちに寄り添うことで落ち着くことができます。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭など、信頼のおける教職員等への相談の場を設定することが考えられます。被害児童生徒の回復には、保護者の関わりが大きく影響してきます。ただし、保護者の気持ちと被害児童生徒本人（以下「本人」という。）の気持ちがずれてしまうこともしばしばみられるため、本人の気持ちや考えを十分に聴いてあげないと、本当の回復にはつながりません。本人のことをしっかり理解しながら、学校と保護者がよい連携をとっていくことが被害児童生徒の回復につながります。

また、被害児童生徒が学校で以前と変わらずに過ごしているように見えて、家では疲れて勉強が出来なかったり、暴れていますことは珍しくありません。本人と定期的に話したり、保護者に連絡して家の様子を聴いたりして、本人の状況を把握します。

被害児童生徒の学校生活における配慮事項も徐々に変化していくので、定期的に支援体制の見直しをしなければなりません。不眠、食欲不振、集中できないなどの状態が続くようなら、医療機関への紹介が必要かもしれません。

B. 学校での性暴力被害者への中長期の支援について

1. 時間がたつと心理的な影響（トラウマ反応）が見えにくくなり、周囲の理解はうすれがちになるため、心ない発言をしてしまうことがあります。進級や進学の時には、事件を思い出すものや、未だに回避しているものなど注意する点について、本人や保護者と十分相談のうえ、引き継ぐ必要があります。
2. 回復していると思っていても、本人・保護者に対して長期に見守っていく体制が必要です。何かのきっかけで不登校となったり、身体症状が出現したり、服装や髪型が変化したり性的な問題行動（性非行など）を起こしたりすることがあるからです。また進学など重大な決断を迫られているときや、別の苦難が訪れたときに、トラウマ反応がぶりかえすことは珍しくありません。時間の経過とともに改善することが多いですが、長引くようなら専門機関につなぐと良いでしょう。

【本人が過去の被害を訴えたときには？】

性暴力対策アドバイザーによる講義や性教育の講演を聴いた後や成長の過程で、過去の経験が性暴力被害であった事を認識し、周囲に打ち明けることがあります。また、過去の被害の影響が、問題行動として表れる場合もあります。被害が明らかになった時点で、話してくれたことをねぎらい、今の暮らしが安全であり安心できるよう考えていくという点は被害直後の対応と同様です。

- ▶「学校で性暴力が起こったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P 7～9に一部加筆

VI. 児童生徒への聞き取りをする際の留意点

事実確認と生徒指導は区別する

学校で性暴力被害に対応するのは、子どもの不自然な様子（年齢に見合わない強い性的関心や性的行動など）があつて本人に話を聴いた時に開示があつた、友だちから教職員に情報が入つた、という偶発的な場合と、本人が教職員に「聴いてほしい」と積極的に話をしてきた、という意図的な場合の2つがあります。当事者に話を聴く際には以下の点に十分注意して、まず事実確認をする必要があります。聞き取った内容は巻末のケースシート（⇒P47）を利用するなどの方法で、確実に記録をしておくことが「何度も話を聽かれる」という二次的被害を防ぎます。

子どもから聞き取りを行う際には、下記のとおり、無理に聴きすぎない、誘導しない、作らせないことを心掛け、「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」のかを聞き取り、質問した内容と子どもが答えた言葉を可能な限りありのままの言葉で記録してください。

その内容から、司法面接が予測されるような場合は、それ以上の聞き取りを行わずに、警察や児童相談所に通報して下さい。

【司法面接とは】

司法面接とは、三機関（警察、検察、児童相談所）が連携を図った上、三機関を代表する者が被害児童等から事情聴取を行い、同状況を録音録画して記録する面接をいいます。

現在、福岡県においては、

- ・事件化が想定される小学生以下の児童（知的能力が小学生以下の児童も含む）を被害者とする事案
 - ・性犯罪被害者のうち、知的障害、発達障害、精神障害等広く障害を有する者を被害者とする事案
- については司法面接が実施されています。

司法面接を実施する目的は、被害児童等が繰り返し重複した事情聴取を受けた際の心身への負担を軽減することと、誘導や暗示を受けやすいとされる児童等の特性を踏まえ、供述の信用性の担保を図ることです。

令和5年の刑事訴訟法の改正（令和5年12月15日施行）により、性犯罪被害者等の司法面接を記録した録音・録画媒体について一定の要件の下に、公判において主尋問に代えて証拠とすることができます。（刑事訴訟法第321条の3創設）

この要件の一つには、「聴取に至るまでの情況など諸般の事情を考慮して証拠とすることが相当」と規定されており、司法面接前に誘導や暗示の影響を受けて供述者の記憶が大幅に変容するなどしていた場合には証拠能力が認められません。

そのため、被害者による情報開示状況や司法面接前の聴取がどのようになされたかを疎明する為に、子どもからの聞き取り内容をありのまま記録することが求められます。

以下の点は、被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒から聞き取りを行う際にもポイントとなります。

1. 環境：他の人には聞かれないように、静かで落ち着いた場所で聴く

話が中断しないように、例えば電話などの邪魔が入らないようにします。偶発的な状況として話を切り出す時には、「最近元気がないみたいだけど、何かあったら教えて」「ここに怪我をしているね。どういうことがあったのか、教えて」というのが、よくある導入の仕方です。

2. 態度：感情的な対応にならない

子どもは最初から全てを開示することはありません。事実の一部だけを話して相手の様子を見て、この人にそれ以上の話をしても大丈夫かどうかを感じ取ろうとしています。性の話は聴く方にとっても負担が大きいのですが、人が怒りや動揺を見せたり、「それはひどい」とか「どうしてそんなことをしたんだ」などと加害児童生徒や被害児童生徒本人を非難したりすると、児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまいます。

3. スキル：聴きすぎない・誘導しない・作らせない

(1) 無理に聴きすぎない

重大なことだと思うと「いつ」「どこで」を確認したくなりますが、最初の段階では「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」のかを聴き取ることができたら、それだけで十分です。特に小学校低学年や知的障がいのある児童生徒の場合は、「時」の概念がまだ十分に育っていないため、被害に遭った日を間違えて伝えてしまって、事実誤認につながることがあるため、注意が必要です。児童生徒が自ら積極的に詳しい話をしている場合には、それを遮る必要はありませんが、こちらからあれこれ質問することは避けましょう。しかしながら被害内容によっては緊急避妊など医療機関を受診する必要性があるかどうか判断するために「いつ」について尋ねなくてはならないこともあります。

話が一段落ついたら、話をしたくなつた気持ちを十分に受けとめた上で、「話をしてくれてありがとうございます。とても大事な話なので、どうするのが一番いいか、信頼のできる人たちと相談をするから、その後でもう一度話を聴かせてくれる？」と後につなぐようにします。

(2) 誘導や圧力にならないように気をつける

「〇〇さんから聞いた」は誘導につながります。また「なぜ」「どうして」(Why)という言葉は、児童生徒に「非難されている」という圧力をかけてしましますので、「どういうことで」(How)に言い換えてください。(「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」など)

(3) 開示をほめすぎない

「そんなつらいことをよく話してくれた」という気持ちになるのは当然ですが、それを伝えるのは聴き取りの最後にしましょう。開示直後にそれを伝えると被害児童生徒は、ほめられた、もっとほめてもらおうと思って、「話を作ってしまう」こともあるからです。

4. 聴き取りのあととのポイント

(1) 確認などのために他の人がもう一度話を聞くことは避ける

被害体験を忘れないと思っている児童生徒にとって、何度も話を聴かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになります。また児童生徒の話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスクもあります。性暴力被害は、医学的な診察では異常所見が見つからず、児童生徒の話が唯一の証拠になることも少なくありません。大人の側の不用意な対応によって、大切な証拠の価値を失ってしまうことは避けなければなりません。

(2) わからないことは言わない・できない約束はしない

「加害児童生徒は転校することになると思う」などと言いたくなる気持ちはわかりますが、加害児童生徒が必ずしも処分の対象にならない場合もあり、そうすると児童生徒は「先生もうそをついた。私を守ってくれなかった」と信頼を失うことになります。

また児童生徒が「他の人には言わないで」と言ったら、「誰に言われるのが心配なの?」「言ったらどうなってしまうと思うの?」と尋ねてください。「そういうことが心配だったのね」と児童生徒の気持ちをちゃんと受け止めてから、「でもあなたの話は子どもの安全を守る仕事の人伝えなければならない」「あなたが心配していることちゃんと一緒に伝える」ことをわかりやすく説明してください。「言わないからお話して」というのは、児童生徒にうそについて裏切ることになります。

(3) 次に相談できる機会を提供する

性暴力被害を疑って話を聴こうとしても、児童生徒はまだ心の準備ができていないかもしれません。その時には開示がなかったとしても、話をする時間をとてくれたことにねぎらいの言葉をかけ、「困ったことがあつたら誰か相談できる人はいる?」「話をしたくなったらまた聴かせてね」と、次の開示の機会もあることを伝えておきましょう。

(4) 一人で抱え込まない

教職員が一人で対応しようとせずに校内のチームで十分に検討してください。

「もう少し様子を見てから」などという結論になり校内で初動対応が実施されない等があるかもしれません。そういう時には性暴力被害者支援センター・ふくおかや医療機関など、校外の第3者機関に相談してください。それが児童生徒の将来を守ることにつながる場合もあります。

▶「学校で性暴力がおこつたら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P14~15に一部加筆

VII. 被害児童生徒の心のケア

心のケアとは、決して、一定の時間を割いて児童生徒の話を心理の専門家が聴くカウンセリングだけを意味する訳ではありません。身近な教職員をはじめ周囲の関係者が、児童生徒のニーズに寄り添い、児童生徒が話をしたそうな様子なら話を聞いてあげることも、心のケアにつながります。

被害児童生徒の心のケアのために

1. 日常生活である学校や家庭が安心・安全な場所であること

傷ついた心を癒すために一番重要なことは、本人がこれ以上、恐怖や不安などを感じないでいるように、物理的にも心理的にも安心・安全な環境にいることです。

物理的な環境とは、例えば、再被害にあわないように学校内・外で加害児童生徒との接触を防いだり、その他の危険な目にあわないように誰かと一緒に登下校したりすることです

(⇒参考：P17 「被害児童生徒への対応の実際『5 安全な場所の確保・維持、再被害防止のために』」)。

そして心理的に安心・安全でいるためには、周囲の人（保護者、教職員など）が本人の傷ついた心について、十分理解できていることが肝要です。次ページのコラム「性暴力被害によるトラウマ反応」を知っておきましょう。特にどのような時にフラッシュバックが起きるか、もしくはどういうこと（場所、人、状況）を避けているかを早めに本人に確認しておくと、二次的被害を与えないでします。

こもりがちになってしまった被害児童生徒に、定期的に声を掛けたり、話をしたりするなど周囲からの気遣いや支援が、本人の安心・安全感を取り戻す一助になります。また、学級のみんなが知らなくても、信頼できる友だちが本人のことをよく理解しているならば大きな助けになります。

2. 本人の主体性を支援すること

性暴力被害に対して、自分はどうすることもできなかっただという無力感や自分が悪いからこうなったという罪悪感を持つことがしばしばあります。また、恐怖や不安、様々な心身の症状から、どうしても消極的、悲観的になりやすく、今まで持っていた自信も失われてしまいます。そのため、少しずつでも、本人自身が出来ることを広げていく必要があります。

自分が好きだったこと、みんなから認められていたことなどが少しずつ出来るようになると、自信が出てくるようになります。本人が「自分で」決めることができるよう促し、支えてください。例えば、学校を休むかどうか、教室の中で座る場所、休み時間の過ごし方など、生活を送るうえで不都合や課題が生じた際に、世間体や常識に囚われず、よりよい対処と一緒に考えてみようとする姿勢が大切です。

まずは本人が頑張っているところをしっかり支えてあげてください。

▶「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P10に一部加筆

コラム：性暴力被害の一般的なトラウマ反応

1. 身体反応

頭痛、腹痛、下痢、便秘、生理不順、食欲不振、過食、不眠、過眠など

2. 情緒的反応

不安・恐怖、ゆううつ、ボーっとしている、気分がコロコロ変わる

3. 行動での反応

退行現象：親にくっつきたがる、一緒に寝たがる、行動が消極的、自暴自棄的な行動（自傷行為、性非行）をとる

4. 思考の反応

自分を責める、誰も信じられない、自分には価値がない

5. P T S D症状

再体験症状：出来事に関連するようなことがきっかけとなり、被害時のことと急に生々しく思い出す（フラッシュバック）、怖い夢、嫌な夢を見る

過覚醒症状：物音に敏感になる、落ち着かず集中力が低下する、警戒心が強くなる、眠れない

回避症状：出来事を思い出すようなことを避ける（性暴力被害があった場所、加害児童生徒に関すること、性暴力被害のニュースやドラマでの同様なシーンなど）

※被害児童生徒から被害の状況を聴いたときに、心身の不調も訴えるかもしれません。その時は簡単に上記のような反応が出るのは自然のことだと説明し、のちに性暴力被害によるトラウマ反応の心理教育パンフレットなどを渡して説明しておいた方がよいでしょう。

▶「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P11に一部加筆

○トラウマインフォームドケア

さまざまな行動の背景に、トラウマの影響があるかもしれない、という可能性を考えながら関わることをトラウマインフォームドケアといいます。専門家だけがするものではなく、被害者等に関わる人すべてが意識することで、あらゆる場をケアにつなげることができます。トラウマを理解し対応することで、再トラウマ化を防止していくことが、被害者のその後の回復に大きく寄与します。

VIII. 性問題行動を起こす児童生徒への対応

1. 性問題行動の要因を理解する

性問題行動は、ほとんどの場合、性的欲求のみで起こるわけではなく、相手を支配・抑圧したいという要素を含んでいます。子どもの場合、対人関係全般に課題があることも少なくありません。性問題行動が起こるには、以下の4つの要素が絡み合っていると言われています（Friedrich, W.N., 2003）。

- ①性に関する誤った学習をしてしまう環境がある（保護者がしばしば性的な話をする、子どもの前でアダルトビデオを見ている、家の中で平気で裸でいるなど）
- ②保護者の養育能力が低い（保護者が精神疾患などで家事やしつけができないなど）
- ③暴力や威圧、不公平な関係を学習する環境がある（虐待がある、保護者のDVを目撃している、保護者がきょうだいをえこひいきする、学校や習いごとなどでいじめられた経験など）
- ④衝動性のコントロールが弱い（注意欠如多動症（ADHD）など）

2. 性問題行動を予防することが重要

性問題行動は、習慣化しやすいため、早期に対応することが必要です。性問題行動が発覚した時も、初めてではないことが多く「たまたま、触ってしまった」ということは、ほとんどありません。教職員の役割としては、モニタリング（見守り）、日ごろの行動の把握、特にリスクの高い時間帯や場所は注意をしておくことが必要です。加えて、積極的にオープンなコミュニケーションを図り、児童生徒とのつながりを作ること、疑わしい言動があればためらわずにふみこんで話をすることが肝要です。

今後、性問題行動を起こさないためには、その加害児童生徒自身が今まで行った性問題行動のパターンを認識して、修正していくことが大事です。

（1）性に関するルールと知識を教える

再発予防のためには加害児童生徒への性教育や心理教育が必要になります。この性教育は難しいように思えますが教職員にもできることは多く、まずは性に関する基本的な知識とルールを教えることが大切になります。場合によっては、ルールの1つとして法律があること（不同意わいせつ罪、公然わいせつ罪など）を説明することが有効な場合もあります。こういった性教育を教職員が行うことは加害児童生徒が犯罪に至るのを防ぐ助けとなります。

低年齢の場合、この手引きの最初に述べた「プライベートゾーン（自分だけの大変なところ）」「いいタッチ／いやなタッチ」「境界線」などについて学習することは大事です。プライベートゾーン（体操服で隠れるところ）は自分だけの大変な場所であり、ルール（見ない、見せない、触らない、触らせないの4つ）があることを教えます。併せて、性問題行動はそのルールを破ったことになり、加えて殴る、けると同じで、いやなタッチであり、暴力の1つであることも伝えます。とくに「境界線」が守られているか、自分のものと人のものとの境界線がちゃんとあるか、人の領域に侵入していないかなどが、重要なポイントです。

保護者にも協力してもらい、家庭が性に対する誤った学習をしてしまう環境になっていないかどうかを見直すことも必要です。

なお、加害児童生徒自身が、過去にポルノや性行為を見せられていたり、体や性器に接触されたり挿入されたりするなどの性暴力を受けています。加害児童生徒が過去の被害を思い出したとき、その辛かったり、腹が立ったりした気持ちに焦点を当てることで、自分がした行為が相手を同様な気持ちにさせたことに気付くことができる場合もあります。

(2) 家庭での問題を保護者と一緒に考える

家庭での「境界線」の問題がある環境では、本人の居場所としての物理的空間の確保、時間や行動についての規則などを保護者と一緒に考えることが必要です。また、家庭内が不適切な養育環境と思われる場合は、本人が学校でも家でも頑張っているところを認め、極力ほめることが大切です。

(3) 衝動性をコントロールする

衝動性をコントロールするには、衝動となる刺激を少なくすることです。性問題行動を起こしやすい状況をつくらないようにします（例：人けの少ない時間、目につきにくい場所、特定の子が一人になるなどの状況）。例えば、休み時間も教職員の目につくところで遊んでもらったり、下校についても一緒に帰る友だちや時間、帰る道など指定します。その他の衝動性のコントロールは、ADHDの対応を参照してください（参考文献：『性の問題行動をもつ子どものためのワークブック－発達障害・知的障害のある児童・青年の理解と支援』）。これらも保護者の協力が必要です。

(4) 性問題行動のパターンを修正する

どのようにして性問題行動が起きているか、そのパターンを子ども自身が認識することも必要です。性に対する誤った考え方を修正し（相手もそんなに嫌ではないだろうなど）、同じパターンに陥らないようにします。性問題行動のためのワークブックを活用し、定期的に復習するとよいでしょう。（参考文献：『回復への道のり－ロードマップ.』）

【専門機関につなげた方がよい場合】

性問題行動が悪質な場合、注意しても繰り返されている場合、かなり計画的に行われている場合、家庭が不適切な養育環境にある場合などは、児童相談所、少年サポートセンター、医療専門機関などにつなげて一緒に対応を考える方が安全です。

3. 保護者への心理教育

性問題行動を起こした児童生徒の保護者は、どうしても事態を過小評価し、偶発的な性行動とらえがちです。今後さらに悪化する場合もあること、子どもとの情緒的なコミュニケーションと適切なモニタリング（見守り）が不可欠ということを伝えます。モニタリングには性刺激を管理することも含まれるため、子どもだけでなく保護者にも心理教育が必要です。

▶「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P12～13に一部加筆

IX. 被害・加害当事者以外の児童生徒への対応

被害児童生徒から被害について相談されたり、被害を受けている状況を見たり聴いたりした当事者以外の児童生徒は、被害児童生徒と同じような傷つきを体験している場合があります。

児童生徒の思いに寄り添い、子どもの気持ちに耳を傾け、気持ちを落ち着かせる手助けをしてください。また、不安を感じた時の相談先を伝えるようにしてください。

▶「学校における児童生徒間の性暴力・対応支援ハンドブック」P23一部引用

対応に当たっては、以下に留意してください。

- ・被害を目撃した児童生徒には、話を広めないように伝えてください。
- ・被害を目撃した児童生徒が、被害児童生徒と同じような傷つきを体験している場合もあるため、精神的なケアを行ってください。
- ・被害を目撃した児童生徒以外には、被害の情報は伝えないでください。

コラム：スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割

○スクールカウンセラー（S C）

児童生徒や教職員、保護者が抱える悩み・不安・ストレスなどを直接和らげるとともに、教職員や保護者が、児童生徒への対応についてアセスメント（見立て）、助言・援助を受けることにより対応能力を高めるため、「心理の専門家」である臨床心理士や公認心理師等が、S Cとして各学校に配置されています。

個々の児童生徒への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、教職員へのカウンセリング技能に関する研修などにも積極的に活用することで、学校における教育相談機能を高め、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図ることができます。

【職務内容】

- ①児童生徒へのカウンセリング
- ②保護者への助言・援助
- ③児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助
- ④不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、虐待、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- ⑤教職員に対するコンサルテーションとカウンセリング能力向上のための校内研修における助言及び援助
- ⑥児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施

○スクールソーシャルワーカー（S SW）

学校だけでは対応が困難な事例等に対し、学校・福祉・医療等の関係機関とのネットワークと協働を通して包括的な支援体制を構築するため、「福祉の専門家」である社会福祉士や精神保健福祉士等がS SWとして学校に配置されています。児童生徒が抱える状況の背景にある生活課題の改善を図り、安心・安全な環境で教育を受ける権利・機会を保証していくことがねらいです。

【職務内容】

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築・支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員などへの研修活動

▶福岡県教育委員会「学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働」参考

X. 教職員の支援とケア

児童生徒間の性暴力の支援をする教職員は、まず自分自身の性に対する価値観を理解しておく必要があります。「何てことをするんだ」という加害児童生徒への怒り、「なぜ逃げなかつたんだ」という被害児童生徒を責める気持ち、「親の教育が不十分だからだ」という親への不信感など、支援を開始する前に支援者である自分の反応にどのような特徴があるかを確認しておきましょう。また、LGBTQ+、性的問題行動への偏見、父親像や母親像、職場での性別に対する価値観なども一度見直してみてください。支援に当たる教職員の価値観や考え方が、言動に反映されることがあります。

教職員がトラウマを抱える児童生徒を支援する場合に、二次的外傷性ストレスを受ける可能性があります。二次的外傷性ストレスとは、PTSDと類似した症状を示すとされています。たとえば被害に関する記憶が浮かんでしまい苦痛を感じたり、不眠やイライラ等の身体の不調や、周囲から孤立してしまったりという症状が生じてくることがあります。そうすると、支援に当たる教職員は自分の安全感、信頼感、親密さ等が揺り動かされてしまい、さまざまな人間関係に影響が出てしまいます。また、学校で起きた性暴力を防げなかつたという自責感や、被害児童生徒の苦しみを取り除いてあげられない無力感などで、バーンアウト（燃え尽き症候群）してしまうこともあります。

セルフケア

支援者である教職員は守秘義務の中で情報共有できる同僚と気持ちを分かち合いながら、セルフケアを行いましょう。一人で抱え込まず、業務の時間とプライベートの時間の切り替えを行ってください。また、自らの感情を表出することも大切です。少しでもリラックスしながら楽しい瞬間を見つけてください。

○生活ペースを維持しましょう

十分な睡眠、食事、水分をとってください。カフェイン、お酒、たばこの取り過ぎには注意しましょう。

○自分自身の反応に気付きましょう

心身の反応が出ている場合は、休憩や気分転換に心掛けてください。「自分だけ休んでいいられない」と罪悪感が生じる場合は、同僚とともに休憩を取るのも一つの方法です。

○気分転換の方法を工夫しよう

深呼吸、目を閉じる、瞑想、ストレッチ、散歩、体操、運動、音楽を聴く、食事、入浴など自分に合った気分転換をしてください。

○一人でため込まない

家族や友人などに積極的に連絡して、生活感や現実感を取り戻すことも大切です。また、教職員同士でお互いのことを気遣うことも忘れないようにしましょう。

▶「学校における児童生徒間の性暴力・対応支援ハンドブック」P24引用

第2部

児童生徒間以外の性暴力

I. 性的虐待が疑われる場合の対応

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、管理職は速やかに児童相談所に通告（相談）してください。
- ・管理職は学校設置者（教育委員会や学校法人等）に報告してください。
- ・学校から保護者への連絡は、児童相談所と相談し対応する。

【参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）】

1. 性的虐待の特徴

①発見が難しい

性的虐待は他の虐待と比べて外見的な証拠が見つかることが少ない上、子供自身もその事実を否認するなど、客観的に捉えることができない事例もあり、発見が非常に難しいです。性的虐待が実際に見つかるケースとしては、幼児や小学校低学年では、子供の性に関わりのある言動によって発見されることが多く、中学生・高校生では、子供が信頼できる人に告白（相談）することによって発見されることが多いです。

②対応が難しい

性的虐待は、早期の事例では3歳頃から認められますが、思春期年齢で発見されることが多く、年齢が高くなるほど、精神症状や問題行動が多発するため対応が困難になることが多いです。

2. 性的虐待の心身の健康への影響

性的虐待は、子供に心的外傷後ストレス障害（P T S D）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻です。症状が重篤になる要因としては、加害者と被害者との関係性（親密さ）、子供を守れる保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いなどが挙げられます。

3. 性的虐待への対応

性的虐待が疑われる場合や周囲から何らかの情報がもたらされた場合は、直ちに校長等管理職と共有し、学校として積極的な情報の収集や確認を行うよりも前に、早急に児童相談所に通告することが重要です。また、児童相談所に対して幼児児童生徒への対応の留意点等を確認するとよいでしょう。障害や発達の特性のある幼児児童生徒については、当事者が性的虐待と認識できなかったり、言語能力に課題があり周囲に伝えることが困難であったりすることなどから、把握が難しいと考えられます。速やかに関係する専門機関と連携を取り合い協議することが大切です。

Ⅱ. 教職員による性暴力被害があった場合の対応

教育職員等による児童生徒への性暴力発覚時の対応

基本的な心構え

- 児童生徒の人権を尊重し、また児童生徒の安全の確保を最優先とすること。
- 性暴力を察知したら、迅速かつ慎重、組織的に対応すること。
- 悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なき主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりすることがあってはならないこと。
- 「そんなことをする先生ではない」「児童生徒が大げさに言っているのではないか」という先入観を持たないこと。
- 同性間での行為も性暴力となることを認識しておくこと。
- 初期段階における児童生徒からの聞き取りは必要最低限にとどめること。



～性暴力発覚時のタイムライン～

- 児童生徒（本人以外も含む）から教育職員等に相談
※「いつ、どこで、誰に、何をされたか」等最小限の事項を簡潔に聞き取る
- 保護者等から学校へ相談
- 他の教育職員等による発見
- アンケート調査や外部相談窓口への相談により発覚
※「疑い」が生じた時点で対応する

性暴力の発覚！

直ちに対応！

情報を得た教育職員等は、速やかに管理職
(校長・教頭・副校長・事務長)へ報告

児童生徒の安全確保
(関係職員と被害児童生徒との分離等)

管理職は学校設置者(教育委員会や
学校法人等)へ報告

校内対応チーム立ち上げ
(管理職、学年主任、生徒指導主事、
学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど)

保護者との連携

学校設置者(教育委員会や学校法人等)
と学校が連携して事案に対応

事実確認
(被害児童生徒への聞き取り等)
※必要に応じ、専門機関等と連携

警察へ通報・相談



- ・学校・学校設置者(教育委員会や学校法人等)・保護者で情報共有を図り、迅速に対処してください。
- ・被害児童生徒への対応のポイントはこれまで述べたことと同様です。
- ・関係機関の相談窓口(⇒参考:P38「関係機関一覧」)も活用しましょう。

コラム：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」

児童生徒の尊厳を保持するため、教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する施策を推進し、もって児童生徒の権利利益の擁護に資することを目的に、令和3年6月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、令和4年4月に施行されています。令和4年3月には、法律に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」が策定されました。

この法律により、教職員による児童生徒への性暴力等を明確に禁じる規定がおかれ、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教職員が自校・他校の別を問わず、児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反とされました。

【学校が実施すべき主な内容】 ※学校で適切に実施できているか確認してください。

○未然防止

- ・校内研修や職員面談等の機会を通じて、教職員に対する啓発を計画的に実施しているか
- ・児童生徒自身が被害を予防できるよう、啓発・周知徹底しているか
- ・児童生徒性暴力等の防止・対処に関し必要なルール（SNS等による私的なやりとりの禁止等）について、児童生徒や保護者へ周知しているか
- ・他の児童生徒や教職員の目が届きにくい環境や児童生徒との一対一での個別指導をなくすために、校内環境の見直しや組織的な教育指導体制の構築等を行っているか

○早期発見

- ・児童生徒に対して早期発見のためのアンケート調査等を定期的に実施しているか
- ・児童生徒が相談しやすいよう校内の相談窓口を設置し、児童生徒や保護者へ周知しているか

○対処（事案の発生前）

- ・児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際の対応方針について、あらかじめ整理しているか

○対処（事案の発生後）

- ・児童生徒と当該教職員を分離するなど、必要な措置を講じているか
- ・学校管理職は、事実確認の結果を待つことなく、直ちに学校設置者（教育委員会や学校法人等）に報告しているか
- ・必要に応じて専門家の協力を得ながら、児童生徒性暴力等の事実の有無を速やかに確認しているか
- ・児童生徒性暴力等の疑いがあると思われるときは、速やかに所轄警察署に通報しているか

【学校設置者（教育委員会や学校法人等）が実施すべき主な内容】

- ・児童生徒性暴力等の防止・対処に関し必要なルール（SNS等による私的なやりとりの禁止等）に関する規則・指針等の策定
- ・児童生徒性暴力等の事実が認められる場合、懲戒免職等、適正かつ厳正な措置を実施
- ・退職後に児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した場合でも、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに警察に通報

学校、学校設置者（教育委員会や学校法人等）、警察等の関係者は、児童生徒を教職員による性暴力等の犠牲者とさせないために、あらゆる角度から実効的な対策を講じていくことが求められています。

文部科学省においては、全ての教職員が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止に向けて適切に対応することができるよう、教職員に対する研修及び啓発を充実するため、専門的知見をまとめた取組事例集や教育職員向け研修用動画を作成・公表しています。

- ▶（参考）文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」
- ▶（参考）【文部科学省】児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び
教育職員向け研修用動画
(URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html)



第3部

參考資料

こんな時どうしたら（QA）

Q. 被害児童生徒が被害届を出したくない／他の機関には相談したくないという時には？

A.

- ・「言いづらいことを話してくれてありがとう」と話してくれた気持ちをまずねぎらい、そのうえで被害届を出したくない／他の機関とつながりたくない理由を聴いてみましょう。被害を受けた直後は何度も被害のことを言いたくない、思い出したくない、そっとしておいてほしいと思って当然です。周りに知られたくないなったり、加害児童生徒からの仕返しを恐れています、自分も悪かったと思っていたりする場合もあります。「どうして」ではなく「どういうことで」という聞き方をしましょう。
- ・警察などに相談することで加害児童生徒からの再被害を防げること、警察以外に性暴力被害者支援センターや医療機関で身体や心のケアができるなどを丁寧に説明します。電話やメールなど匿名でも、また時間がたってからでも、相談できるところがあることも伝えましょう。（⇒参考：P 38 「関係機関一覧」）
- ・相談を受けた教職員は立場上「秘密にしておくことはできない」とはっきり伝えましょう。そして、被害後、眠れない、おなかが痛くなるといった心やからだの反応が出る場合もあることを説明します。そうした時には状況をわかってくれている教職員が何人かいる方が安心して相談できるので、被害のことを伝えてよい教職員（担任、養護教諭、部活担当、スクールカウンセラーなど）は誰かを児童生徒自身に選んでもらいます。（⇒参考：P 23 「被害児童生徒の心のケア」）
- ・本人が今はその気になれなくても、相談を受けた教職員や被害児童生徒の保護者が相談機関とつながりアドバイスを受けることは、二次的被害を避けるために大切です。（⇒参考：P 16 「被害児童生徒への対応の実際」・P 38 「関係機関一覧」）

▶「学校で性暴力がおこったら　被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P 16引用

Q. 加害児童生徒が性行為は認めても、相手は嫌がっていなかった、むしろ誘われた、付き合っていたなど、暴力性を認めなかつたと主張するときは？

A.

- ・事実確認と指導を分けることが重要です。事実確認では話を聞く側が感情的になったり、誘導尋問になったりしないよう注意が必要です（⇒参考：P 20 「児童生徒への聴き取りをする際の留意点」）。
- ・加害児童生徒には、被害児童生徒を傷つけ法律に抵触する行為であることをはっきり伝えます。加害児童生徒のおかれている環境から、性に対する誤った考え方を学習していることがあります。指導の場面では何をもって相手が同意していると考えたか、付き合っていることが性行為の同意ではないことを、一緒に考えるようにします（⇒参考：P 25 「性問題行動を起こす児童生徒への対応」）。

▶「学校で性暴力がおこったら　被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P 16一部加筆

Q. 加害児童生徒が、性行為自体を認めない場合は？

A.

- ・事実確認と指導を分けるという点は前項と同様ですが、「加害者」と決めつけるのではなく、まず何があったかをオープンエスチョンで聴き、やっていないという思いを受けとめます。「詳しく教えて」「…やってない、君はそう思うんだ」等、淡々と事実を聴きます（⇒参考：P20「児童生徒への聴き取りをする際の留意点」）。
- ・事実の確認後、加害児童生徒が話しやすい教職員が、信頼関係を壊さないようにしながら、段階的に、（被害）相手との関係をていねいに聴いていく中で、加害児童生徒の性知識のレベル、価値観、どこまでを性行為と認識しているのかを評価します。これまでに性暴力被害を受けたことはないか、性情報をどのように入手しているのかなど加害の要因を明らかにすることが、再発予防の上では重要です。
- ・保護者からの叱責をおそれている場合やDV・虐待など深刻な環境にある場合、保護者に養育能力がない場合もあります。不同意性交や不同意わいせつといった法律に抵触する事実関係を巡って被害児童生徒側と対立する場合には、警察や弁護士への相談といった第三者機関を活用し、学校内の担当者を決めて進捗状況などについても緊密な調整が重要です（⇒参考：P38「関係機関一覧」）
- ・「被害がなかった」ことが確実でない場合でも、被害児童生徒にとって加害児童生徒は脅威であり、校内や登下校時に会わないような配慮をすべきです。いじめの場合にいじめられた児童生徒の立場に立つことが原則であるのと同様です。

▶「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P17一部加筆

Q. 学校が被害児童生徒や保護者から加害児童生徒の出席停止を求められたら？

- A. 学校は、被害児童生徒の安心・安全な居場所作りについて最大限の配慮を行う必要があります。加害児童生徒の別室学習や出席停止等の措置については、必要に応じて検討します。同時に、加害児童生徒の教育を受ける権利も守らなくてはならないため、学校設置者（教育委員会や学校法人等）と連携して、両者の思いに寄り添った丁寧な対応をする必要があります。

▶「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」P17一部加筆

Q. インターネット上の被害を相談されたら？

- A. 性的な誹謗中傷や興味本位の書き込みは、削除する前に警察に相談して内容を確認してもらうことが大事です。
- ・相談を受けてすぐに教職員が対応することで子どもの不安や孤立感の軽減につながります。子どもの気持ちを尊重しつつ、保護者にリスクと対応について情報を提供し、早期に対応することが重要です。
 - ・どの範囲まで画像が広がっているのか把握するための情報を収集する担当教職員を決め、情報をキャッチした時は、画像を所有している児童生徒も犯罪行為に該当する場合もあるので、すぐに警察に相談し、画像を興味本位で拡散させないよう指導します。18歳未満の子どもの裸や性的行為の写真や動画は、誰が撮ったものでも所持しているだけで犯罪行為（児童ポルノ禁止法等）になります。「自撮り」については、子どもも保護者も危機感が低い場合が多いので、より注意喚起が必要です。
 - ・まず書き込みや画像等を教職員が確認した場合、むやみに削除しないで早期に警察に相談してください。

▶「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」P17一部加筆

関係機関一覧

◆どうしてよいかわからないとき（子ども・保護者・教職員も相談できます）

性暴力被害者支援センター・ふくおか (⇒ P 40)	連絡先：☎092-409-8100（または#8891） 受付時間：24 時間・365 日（年中無休） 相談無料・秘密厳守
福岡県警察 性犯罪被害相談電話 「#8103」（ハートさん） (⇒ P 41)	連絡先：☎#8103 受付時間：24 時間 365 日（年中無休） 相談対応者の性別の御希望があればお伝えください。 ただし、御希望に沿えない場合もあります。
福岡県児童相談所 (⇒ P 42)	連絡先： ・福岡児童相談所 ☎092-586-0023 ・久留米児童相談所 ☎0942-32-4458 ・田川児童相談所 ☎0947-42-0499 ・大牟田児童相談所 ☎0944-54-2344 ・宗像児童相談所 ☎0940-37-3255 ・京築児童相談所 ☎0979-84-0407 受付時間：24 時間 365 日
福岡市こども総合相談センター (児童相談所) (⇒ P 42)	連絡先：☎ 092-833-3000 受付時間：24 時間（年末年始を除く）
北九州市子ども総合センター (児童相談所) (⇒ P 42)	連絡先：☎093-881-4556 受付時間：月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 8:30～17:15
北九州市 24 時間子ども相談ホットライン (⇒ P 42)	連絡先：☎093-881-4152 受付時間：24 時間

◆安全、法的支援

福岡県警察本部少年課 少年サポートセンター (⇒ P 41)	連絡先： ・中央少年サポートセンター ☎092-588-7830 ・福岡少年サポートセンター ☎092-841-7830 ・北九州少年サポートセンター ☎093-881-7830 ・飯塚少年サポートセンター ☎0948-21-3751 ・久留米少年サポートセンター ☎0942-30-7867 受付時間：月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 9:00～17:45
--------------------------------------	--

◆安全、法的支援

法務少年支援センターふくおか 法務少年支援センターこくら (少年鑑別所) (⇒ P 4 3)	<p>連絡先：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくおか：☎092-541-5288 ※法務少年支援センターふくおかのホームページからメールでの相談受付ができます。 ・こくら：☎093-963-2156 <p>受付時間：月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 9:00～12:15／13:00～17:00</p> <p>担当地域：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくおか：福岡県全域（ただし、北九州市、京築・遠賀地区除く。） ・こくら：北九州市、京築・遠賀地区
福岡県弁護士会 (⇒ P 4 4)	<p>連絡先：☎092-738-8363</p> <p>受付時間：月曜日から金曜日（祝祭日を除く） 16:00～19:00</p>
法テラス (犯罪被害者支援ダイヤル) (⇒ P 4 4)	<p>連絡先：☎0120-079714</p> <p>受付時間：月曜日から金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (祝祭日・年末年始を除く)</p>

◆その他相談窓口

福岡県いじめレスキューセンター	<p>連絡先：☎092-645-2567 メール：県HPから https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ijime-rescue-center1101.html 受付時間：日曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～18:00</p>
北九州市SNS悩み相談	<p>HP：https://city-kitakyushu.school-sign.jp/ 受付時間：毎週土曜日（1/1～1/3は除く。） 19:00～22:00 ※通報のみの場合：24時間365日（年中無休）</p>
べんごしLINE相談	<p>HP： https://www.fben.jp/whats/img/kodomo110/line-kodomo110.png 受付時間：毎週第2月曜日 16:00～19:00</p>

関係機関にできること

◇性暴力被害者支援センター・ふくおか

性暴力の被害にあわれた方（性別は問いません。）を支援するために、福岡県・福岡市・北九州市が共同で設置した相談窓口です。

性暴力の被害にあわれた方が、安心して相談でき、医療面のケアなどの必要な支援を受けることができるよう、24時間・365日、年中無休で相談を受けています。

できること

電話相談

- ・被害児童生徒、保護者、教職員からの相談に対応します

面接相談

- ・必要に応じて面接相談を実施しています
(支援員が学校に出向いて面接することも可能)

医療機関 への付添い

- ・提携している医療機関の受診（診療・性感染症の検査・緊急避妊薬の処方など）に付き添います
(※医療費が公費負担となる場合があります)

警察などへ の付添い

- ・警察への届け出を望む場合、警察と連絡をとり、届け出に付き添います
- ・裁判所、検察庁や行政窓口などにも付き添います

法的支援

- ・弁護士が法的な相談に対応します

カウンセリング

- ・心理職（公認心理師、臨床心理士）がお話を伺います

連絡先・受付時間

連絡先

☎092-409-8100（または#8891）

受付時間

24時間・365日（年中無休）

◇警察

性犯罪・性暴力被害に遭われた方々に対する、犯罪捜査のほか、被害児童生徒の立場に立った心身のケアや、加害児童生徒の立ち直り支援を行っています。

性犯罪被害相談電話「#8103」（ハートさん）でできること

- ・被害児童生徒、保護者、教職員からの相談に対応します

連絡先・受付時間

連絡先

☎#8103

受付時間

24時間・365日（年中無休）

※相談対応者の性別の御希望があればお伝えください。

ただし、御希望に沿えない場合もあります。

犯罪捜査でできること

- ・事情聴取・証拠採取等の捜査の実施
- ・被害者の安全確保

連絡先

各警察署 事件担当係

被害者支援でできること

- ・病院、検察庁、裁判所等への付添い
- ・「被害者の手引」の交付及び刑事手続き等の説明
- ・警察本部配置の臨床心理士による相談対応、環境調整（学校からの相談可）
- ・緊急避妊処置費用、性感染症検査費用等の公費負担

連絡先

各警察署 被害者支援担当係

立ち直り支援でできること

- ・少年や保護者などからの相談対応
- ・少年非行に関する助言、指導
- ・非行に走った少年や犯罪の被害にあった少年に対する立ち直り支援

連絡先・受付時間

- ・中央少年サポートセンター : ☎092-588-7830
- ・福岡少年サポートセンター : ☎092-841-7830
- ・北九州少年サポートセンター : ☎093-881-7830
- ・飯塚少年サポートセンター : ☎0948-21-3751
- ・久留米少年サポートセンター : ☎0942-30-7867

連絡先

月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

受付時間

9:00～17:45

◇児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行います。

できること

- ・児童生徒、保護者、教職員からの相談に対応します。

連絡先・受付時間（福岡県児童相談所）

- | | |
|-----|---------------------------|
| 連絡先 | ・福岡児童相談所 : ☎092-586-0023 |
| | ・久留米児童相談所 : ☎0942-32-4458 |
| | ・田川児童相談所 : ☎0947-42-0499 |
| | ・大牟田児童相談所 : ☎0944-54-2344 |
| | ・宗像児童相談所 : ☎0940-37-3255 |
| | ・京築児童相談所 : ☎0979-84-0407 |

受付時間

24時間 365日

連絡先・受付時間（福岡市こども総合相談センター）

- | | |
|-----|----------------|
| 連絡先 | ☎ 092-833-3000 |
|-----|----------------|

受付時間

24時間（年末年始を除く）

連絡先・受付時間（北九州市子ども総合センター）

- | | |
|-----|---------------|
| 連絡先 | ☎093-881-4556 |
|-----|---------------|

受付時間

月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

8:30～17:15

連絡先・受付時間（北九州市24時間子ども相談ホットライン）

- | | |
|-----|---------------|
| 連絡先 | ☎093-881-4152 |
|-----|---------------|

受付時間

24時間

◇法務少年支援センターふくおか、法務少年支援センターこくら（少年鑑別所）

地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために、心理検査・相談や問題行動への対応支援、法教育授業等を行っています。

できること

- ・児童生徒、保護者、教職員からの電話相談
- ・心理検査、適性検査
- ・問題行動の分析や指導方法等の提案
- ・本人や家族に対する心理相談
- ・事例検討会等への参加
- ・法教育授業 等

連絡先・受付時間

- ・ふくおか：☎092-541-5288

連絡先

※法務少年支援センターふくおかのホームページからメールでの相談受付ができます。

- ・こくら：☎093-963-2156

受付時間

月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9:00～12:15／13:00～17:00

担当地域

・ふくおか：福岡県全域（ただし、北九州市、京築・遠賀地区除く。）

・こくら：北九州市、京築・遠賀地区

◇弁護士（福岡県弁護士会）

犯罪にまきこまれた被害者やその家族などまわりの方々に対し、悩みの解決や刑事裁判への参加、損害回復を支援します。

できること

- ・告訴、告発、刑事裁判参加など刑事手続きの代理と付添
- ・示談交渉、損害賠償請求（民事訴訟、損害賠償命令制度の利用）の代理と、犯罪被害者給付金の申請
- ・マスコミに対する対応 等

連絡先・受付時間

連絡先 **☎092-738-8363**

受付時間
月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
16:00～19:00

◇法テラス（犯罪被害者支援ダイヤル）

犯罪の被害にあつた方やその家族などに対し、相談窓口や法制度を紹介します。

できること

- ・被害後の状況やニーズに応じた相談窓口の案内、法制度に関する情報提供
- ・弁護士の紹介 等

連絡先・受付時間

連絡先 **☎0120-079714**

受付時間
月曜日から金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00
(祝祭日・年末年始を除く)

アンケート例

「こまっていることはないかな？」アンケート〔小学校低学年〕

ねん　くみ　ばん　なまえ

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまつたことについておしえてください。

1 [せんいん]

ともだちから下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもったことがありますか。（あつたら○、なかつたら×）

できごと	○・×
からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた。 たとえば…「バカ」「しね」などといわれた。いやなあだ名をつけられた。	
なかまはずれや、みんなからむしされた。 たとえば…ひる休みに、あそびのグループに入れてもらえなかった。	
かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうときに、からだをぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかれたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかをつよくたたかれた。足でつよくけられた。	
お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうどい」「かして」としつこくいわれて、じぶんのものをとられた。	
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえの中からじぶんのものをかってにとられた。くつをかくされた。	
いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。ひとのもちものをじぶんだけがもたされた。	
パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名まえやしゃしん、わる口を、かってにながされた。	
その他 このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもうようなことをされた。	

2 [1で○をつけた人だけ]

こまつたことは今もつづいていますか。（どちらかの〔 〕に○）

まだつづいているものがある〔 〕　つづいていない〔 〕

3 [せんいん]

いやなことをいわれたりされたりして、こまつたりなやんだりしている友だちはいますか。（どちらかの〔 〕に○）

いる〔 〕　いない〔 〕

ありがとうございました。こまつたことや、なやんでいることがあつたら、たんにんの先生やほけんしつの先生に、いつでもそうだんしてください。

▶文部科学省HP いじめ対策に係る事例集（平成30年9月）P80引用

アンケート例

「仲間とのかかわり」についてのアンケート〔中学校・高等学校〕

年 組 番 名前

●月●日～●月●日の間で、あなたが困ったり悩んだりしたことについて教えてください。

1 [全員が回答してください]

あなたは、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありましたか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

できごとの内容	○・×
冷やかしやからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。 「バカ」「死ね」「殺すぞ」などと言われた。	
仲間はずれ、集団による無視をされた。 例) 誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。 グループから一方的にはすされたり、学級やグループから無視されたりした。	
軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分で技をかけられた。 通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。 プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。	
お金や物をたかられた。 例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。 「ちょうどいい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。	
お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。 掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。	
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。 例) ズボン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使い走り」をさせられた。 万引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。	
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 名前や顔写真などの個人情報を、無断でTwitterに流された。 悪口や事実ではないことをTwitterやLINEに書かれた。LINEはしきをされた。	
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや痛い思いをさせられたことがあれば○を、なければ×を記入してください。	

2 [1で○をつけた人だけ回答してください]

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある…………〔 〕

現在、困ったできごとは一つも続いていない…………〔 〕

3 [全員が回答してください]

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり悩んでいたりする仲間はいますか。当てはまる方の〔 〕に、○を記入してください。

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。困ったことや悩みがあったら、一人で抱えずに、相談しやすい先生にいつでも相談してください。

児童生徒への聴き取りをする際の留意点を
確認してください

ケースシート

※根掘り葉掘り聞かない、繰り返し聞かない

ケースシート					No.
記録日	年 月 日	相談時間	～	記録者	
被害児童生徒	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所				
本人以外の 聴き取りの 場合	ふりがな 氏名		関係		年齢 歳
	連絡先		勤務先		
被害内容	<input type="checkbox"/> 不同意性交等 <input type="checkbox"/> 不同意わいせつ <input type="checkbox"/> 性虐待 <input type="checkbox"/> スクールセクハラ <input type="checkbox"/> デートDV <input type="checkbox"/> その他 ()				
被害日時	※性交の可能性がある場合は直近の被害日時を確認する ※年齢が低い子どもなど時の概念が分からぬ場合は聴かない <input type="checkbox"/> 年 月 日 時頃 <input type="checkbox"/> 年 月頃 <input type="checkbox"/> 不明				
被害場所					
相手との関係	<input type="checkbox"/> 知っている人 () <input type="checkbox"/> 知らない人				
けが	<input type="checkbox"/> 出血(部位：) <input type="checkbox"/> 痛み(部位：)				
被害内容	※聴取内容は本人の語った言葉で記載／誰が身体のどの部分に何をしたか等 誘導的に聞かない				
警察へ 通報・相談	済 () 警察署・未・しない	医療機関受診	済 () 病院・未・希望なし		
精神症状	<input type="checkbox"/> 恐怖 <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> フラッシュバック <input type="checkbox"/> その他 ()				
引継ぎ事項・コメント・本人が希望することなど					
情報共有(日付と共有した相手方の名前)					
<input type="checkbox"/> 家族・保護者() <input type="checkbox"/> 学校内() <input type="checkbox"/> 友人() <input type="checkbox"/> 学校設置者(教育委員会や学校法人) () <input type="checkbox"/> 性暴力被害者支援センター・ふくおか() <input type="checkbox"/> 警察() <input type="checkbox"/> 弁護士() <input type="checkbox"/> 医療機関() <input type="checkbox"/> その他()					

▶「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」P 30 に一部加筆

引用文献

- ◇「学校で性暴力被害がおこったら　被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」(国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)による「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」)
- ◇富山県犯罪被害者等支援協議会・「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」作成実務者会議「教職員向け 性暴力被害対応マニュアル」
- ◇三重県「学校における児童生徒間の性暴力・対応支援ハンドブック」

執筆協力機関

- ◇福岡県性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会
- ◇福岡県 私学振興・青少年育成局 私学振興課
- ◇福岡県 私学振興・青少年育成局 青少年育成課
- ◇福岡県 福祉労働部 こども福祉課
- ◇福岡県 福祉労働部 こども未来課
- ◇福岡県教育委員会 教職員課
- ◇福岡県教育委員会 体育スポーツ健康課
- ◇福岡県警察本部 総務部 被害者支援・相談課
- ◇福岡県警察本部 生活安全部 生活安全総務課
- ◇福岡県警察本部 生活安全部 少年課
- ◇福岡県警察本部 刑事部 捜査第一課
- ◇北九州市 子ども家庭局 子ども総合センター
- ◇北九州市教育委員会
- ◇福岡市 こども未来局 こども総合相談センター
- ◇福岡市教育委員会
- ◇福岡矯正管区
- ◇福岡犯罪被害者支援センター
- ◇福岡県弁護士会
- ◇日本司法支援センター福岡
- ◇福岡県臨床心理士会
- ◇福岡県公認心理師会

令和6年 月

発行：福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課
(連絡先：☎092-289-9395)